

# 横断的見地からの検討について (討議用)

—検討課題 I (生成AIと知財をめぐる懸念・リスクへの対応等について) 関係—

2024年3月  
内閣府 知的財産戦略推進事務局

# (1) 問題意識

生成AIと知的財産をめぐる懸念・リスクへの対応は、①法律による対応（「法」）、②技術による対応（「技術」）、③契約による対応（「契約」）による対応が考えられるが、各手段は相互に関連し得る。

➡ よって、横断的見地から検討し、知的財産権による保護の範囲とAIガバナンスの観点を踏まえ、生成AIと知的財産権との望ましい関係の在り方を探ることが必要。

この点、生成AIに関する社会的リスク（知的財産権の侵害も含む）の多様化・増大を受け、総務省・経済産業省により「AI事業者ガイドライン」が示されている。

\* 同ガイドラインでは、広島AIプロセス包括的政策枠組みにおいて合意された「全てのAI関係者向け及びAI開発者向け広島プロセス国際指針」及び「高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範」も参照されている。同国際行動規範には、知的財産の尊重の観点も盛り込まれている。

AI事業者ガイドラインでも確認しているように、AIに関しては、「人間の尊厳が尊重される社会」、「多様な背景を持つ人々が多様な幸せを追求できる社会」及び「持続可能な社会」を尊重し、その実現を追求する社会を構築していくべきものであり、その実現においては、AI開発・提供・利用に関わる各主体の自主的な取組を欠くことはできない。



**AI事業者ガイドラインを踏まえ、生成AIと知的財産権との望ましい関係の在り方を探り、各主体が取り組むことが期待される事項を検討することは、AI技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護を両立させ、各主体による連携した取組を後押ししていく上において、有益であるといえるのではないか。**

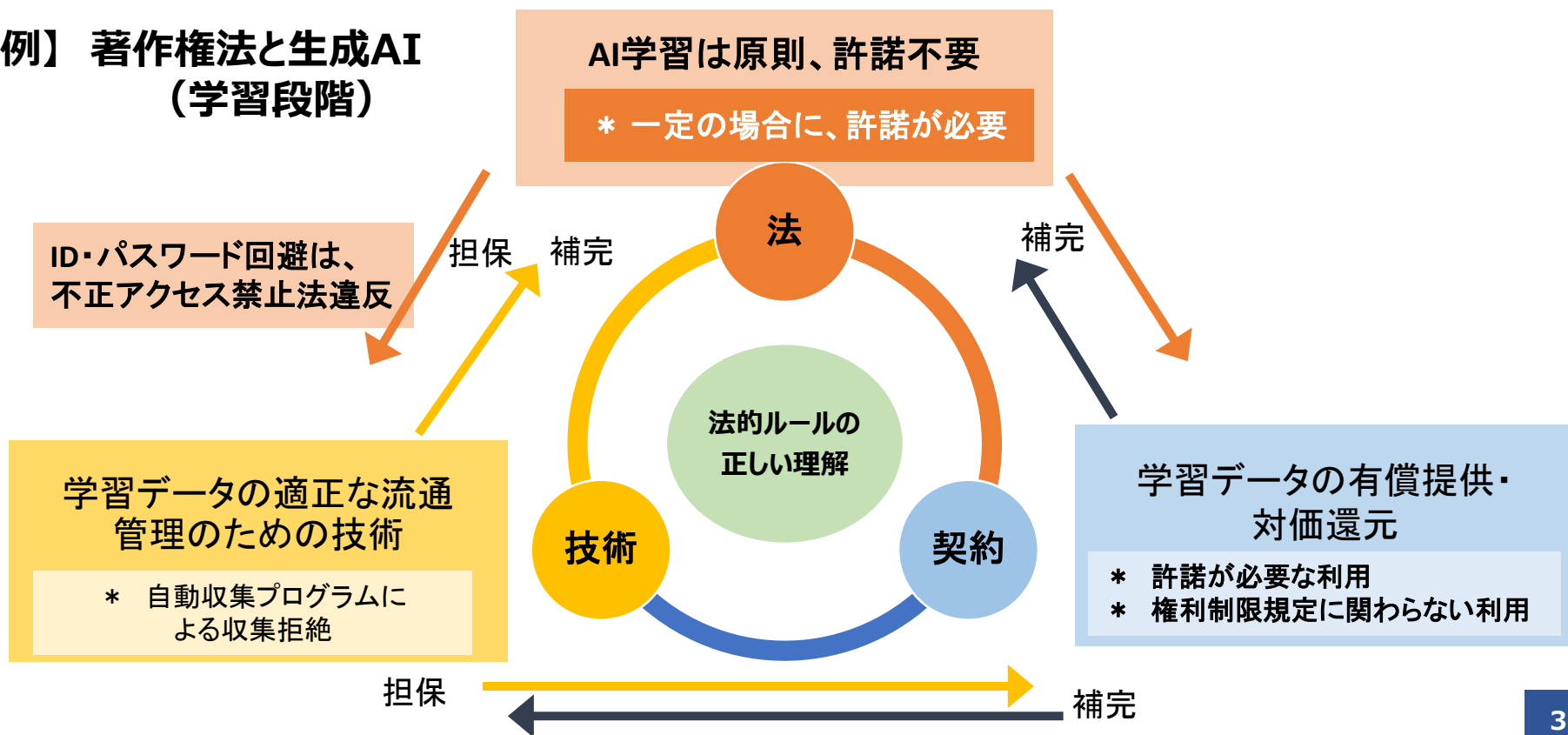
## (2) 生成AIと知的財産権の望ましい関係の在り方

### ア. 法・技術・契約の相関関係（侵害リスクへの対応の観点から）

AI学習や生成・利用の各段階において、リスク回避のためには、どのような場面で許諾が必要となるのかについて、法的ルールを正しく理解することが必要。

➡ 法的ルールの正しい理解を土台にしつつ、法・技術・契約の各手段が相互補完的に役割を果たす相関関係にあることを意識する必要があるのではないか。

#### 【例】 著作権法と生成AI (学習段階)



## (2) 生成AIと知的財産権の望ましい関係の在り方

### イ. 知的財産権の視点からのAIガバナンス

#### (ア) AIガバナンスの議論との連動

生成AIと知的財産法については、マルチモーダル化の加速と合わせ、必ずしも知財法が保護対象として明記していないものの利用・生成に対する懸念（労力・作風等）が示されている。

➡ 知財法ルールのみでは解決できない点も複合的に関わる。このため、生成AIに関する懸念やリスクへの対応策は、安全性、公平性、透明性といったAIガバナンスの取組の具体化の中で、よりよく達成でき、その際には、生成にAI関わる幅広い関係者が、法・技術・契約の各手段を適切に組み合わせながら連携して取り組むことが必要ではないか。

#### 【関連】AI事業者ガイドライン

- 我が国においてAIガバナンスの推進のために総務省と経済産業省よりAI事業者ガイドラインを提供しており、多様な関係者が共同してAIガバナンスを構築することが求められている。
- 各主体がバリューチェーン全体で取り組むべき**共通の指針**としては、「人間中心」（偽情報等への対策を含む）のほか、「安全性」（人間の生命・身体・財産、精神及び環境への配慮／適正利用／適正学習）、「公平性」（バイアスへの配慮等）、「プライバシー保護」、「セキュリティ確保」、「透明性」（検証可能性の確保／関連するステークホルダーへの情報提供／合理的かつ誠実な対応等）及び「アカウントビリティ」（トレーサビリティの向上、「共通の指針」の対応状況の説明等）が、また、各主体が社会と連携して取り組むことが期待される事項として、「教育・リテラシー」、「公正競争確保」、「イノベーション」が示されている。

# イ. 知的財産権の視点からのAIガバナンス

## (イ) AI技術の進歩と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステムの実現に向けて

➔ AI技術の進歩と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステムが機能している状態としては、例えば、以下のような状態が考えられるのではないか。

### 【AI技術の進歩と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステム】

コンテンツ創作者にとって信頼できる開発者の下に良質なデータが多数集積し、高度な生成AIが開発・提供されることで、新たな創作活動につながる好循環

AI開発者・AI提供者	権利者	AI利用者(業務利用等)
<ul style="list-style-type: none"><li>● 契約による学習データ取得と対価還元 (⇒良質な学習データを用いた適切な追加学習)</li><li>● 知財侵害物の出力を防止する技術的措置の採用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● データ管理のための技術的措置の採用</li><li>● AI学習用のデータを整備・提供</li><li>● 新しい創作に生成AIを活用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 信頼できる生成AIサービスか否かの確認</li><li>● AI提供者が意図した範囲内で適正利用</li></ul>

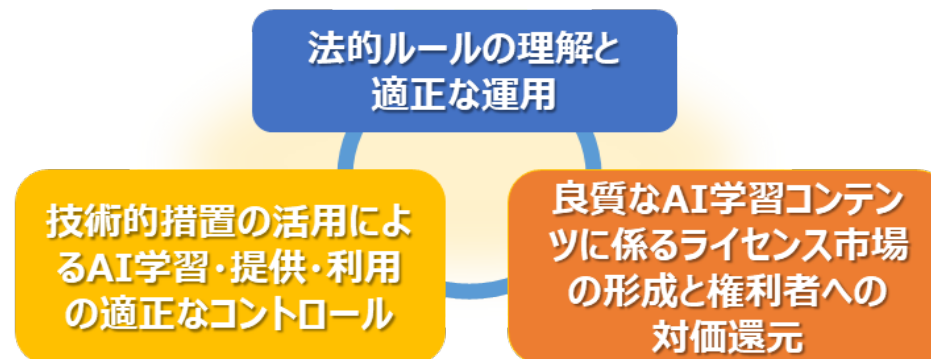
## (イ) AI技術の進歩と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステムの実現に向けて（続き）

生成AIと知的財産権の関係については、侵害リスクの回避といった観点にとどまらず、AIの活用からもたらされる便益を最大化するためのAIガバナンスの適切な構築を目指す観点も重要。

➡ AI技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステムの実現に向けて、AI開発者、AI提供者、権利者、AI利用者等の各主体は、法・技術・契約の各手段について、

- ① 法的ルール正しい理解と適正な運用
- ② 技術的措置の活用によるAI学習・提供・利用の適正なコントロール
- ③ 良質なAI学習コンテンツに係るライセンス市場の形成と権利者への対価還元

を適切に組み合わせながら、連携して取り組むことが強く期待されるといえるのではないかと。



## (イ) AI技術の進歩と知的財産権の適切な保護が両立する エコシステムの実現に向けて（続き）

### 各主体に期待される取組例について

知的財産権の視点からのAIガバナンスを構築する観点から、**各主体に期待される取組例を記載してはどうか。また、その際、以下の方針とすることでよいか。**

- 取組例は、AI事業者ガイドラインに示す「共通の指針」を踏まえつつ、記載してはどうか。
- 想定すべき主な主体としては、AI事業者ガイドラインとの平仄をあわせつつ、先に検討した知的財産権と生成AIの望ましい在り方を踏まえ、①AI開発者、②AI提供者、③AI利用者（業務利用者）、④権利者、⑤業務外利用者（一般利用者）を想定することでよいか。
- 本中間とりまとめで示す事項は、あくまで各主体が取り組む事項を検討する際の材料を提供するものに留まるものという位置づけでよいか（\*各主体は、それぞれが置かれた状況等に応じ、適切に判断し、実践することが望まれるとともに、各主体は、常に変化する環境とゴールを踏まえ、最適な解決策を適用し、適切にAIガバナンスが機能しているか、それぞれの果たすべき役割や取組内容について、評価・見直しを続けることが期待される）。

➡ 取組例は、別紙（資料4-2）参照

## (2) 生成AIと知的財産権の望ましい関係の在り方

### ウ. 知的財産権の視点を踏まえた国際ルール・国際標準化

欧州・米国等によりAIに対する規制や行政措置が導入され、ISO・IEC等でAIに関する様々な国際標準化に向けた議論が進展する中、我が国企業によるAIビジネスの国際展開を促進するには、知的財産権の適切な保護・管理の観点も踏まえた国際ルール形成や国際標準化が必要ではないか。

➡ 例えば、AIの信頼性や安全性を担保するための機械学習用データの品質に関する国際ルール形成や国際標準化の場で、知的財産権の適切な保護・管理の観点で必要な議論を提供できるよう、調査研究等を通じて検討。



## (3) 社会への発信等の在り方

### ア. 生成AIと知的財産権に関する正しい理解の普及促進の必要性

➡ **生成AIと知的財産権に関する正しい理解の上に立って、AI技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護との両立を図っていく視点が重要であり、そのためにも、本中間とりまとめで示す内容も踏まえた各主体の取組が、望まれるのではないか。**

#### イ. 普及促進に向けて

法的ルールに関しては、

- 著作権法 ➡ 文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AIと著作権に関する考え方」の内容も踏まえ、今後、文化庁にて、一般社会に分かりやすい形での周知啓発を行うことが予定
- 不正競争防止法 ➡ 経済産業省において、「限定提供データに関する指針」及び「秘密情報の保護ハンドブック」を改訂。

なお、AIガバナンスに関しては、総務省・経済産業省「AI事業者ガイドライン」が存在するが、本検討会では、知的財産権の視点から、望ましいAIガバナンスの方向性を検討

➡ **生成AI技術は、今後も進化し、一層普及・浸透していくことが見込まれるところ、生成AIと知的財産法との関係については、本中間とりまとめで示す内容も踏まえた各主体による連携した取り組みと、今後のAI技術の進展状況も踏まえた必要な検討を継続し、また、その周知と具体化を進めることによって、生成AIと知的財産権に関する正しい理解がさらに広まり、適切な生成AIの開発・提供・利用の促進と、コンテンツの振興が図られることが期待されるか。**